# 事業倒産の予防における裁判所の機能 ーベルギーとフランスの場合

# 小 梁 吉 章

# 1. 危機の察知と対策の実施

事業<sup>(1)</sup>には消長がつきものである。そして、事業の延命を図ることはかならずしも経済的に合理的であるとはかぎらない。モノ、カネ、アイデアという資源が有効に使われるために、場合によっては危機に瀕した事業を市場から撤退させるべきであると言われている<sup>(2)</sup>。たしかに現に回復しようもなく

- (1) 本稿では、事業と企業を区別している。倒産処理は、債権者の信頼を裏切った債務者の懲膺に起源があるが、フランスでは1967年倒産法によって債務者に対する制裁とその財産への執行が明確に分けられ、倒産処理は債務者(企業)に対する手続ではなく、債務者の財産である事業の清算または再建の手続として構成されている。また、わが国倒産法は事業または営業の譲渡(破産法78条2項3号、民事再生法42条、会社更生法46条)を定め、債務者と事業を区別する規定を設けている。ただし、商人破産主義の下では債務者と事業の峻別は可能であるが、一般破産主義の下での個人・消費者の倒産の場合、手続の対象となるべき財産が枯渇していることが多いので、手続の対象が債務者なのかその財産なのか区別しにくい。消長があるのは債務者(企業)の行う事業であって、債務者(企業)自体ではない。
- (2) 伊藤教授は、雇用や取引関係の維持の視点から清算に対して、再生が一般的に優先し、すべての倒産企業について再生の可能性を判断した上で、それが不可能または困難と認められる場合にのみ、清算を実行すべきであるという考え方があるが、「市場経済の下では、倒産企業の人的および物的資源は、当該企業であれ、また他の企業であれ、それらをもっとも有効に活用しうる経済主体によって利用されるべきものであり、倒産企業の組織を維持することが一般に望ましいとはいえない」とする(伊藤眞「破産法(第4版)」(有斐閣、2005)21頁)。松嶋弁護士は「経済の生き生きした新陳代謝と産業構造のドラスティックな変革は、企業の倒産と新たな会社の創業によって保障される」とする(松嶋秀樹「良い倒産 悪い倒産」(講談社、2002)42頁、111頁)。

破綻してしまった事業については、資源の有効な活用を優先するべきであろう。しかし、継続は難しいが、破綻までには至っていないという事業については、資源の活用も大切であるが、雇用の確保や取引先の維持、地域社会の主たる経済主体を確保するということも考慮されるべきであろう。ひとつの事業を設立し、軌道に乗せるまでには多くの資源とエネルギーを投入しているから、破綻するかもしれないというだけで事業を清算し、事業を運営している企業を解散させることは、かえって資源の有効活用にならないおそれもある。

わが国では 1999 年(平成 11 年)に、民事再生法が制定された。中小企業等の再建手続の整備が必要とされていたことに対応したものである(3)。同法は「経済的に窮境にある債務者について…債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする」(同法 1 条)こととし(4)、それまで和議法が「破産の原因たる事実ある場合」を手続の開始原因としていたところを、「破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがある」債務者、「事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない」債務者について、再建型の再生手続の開始を認めることとした。これによりわが国で危機に陥った事業を清算するのではなく、事業を再建するための法的手

<sup>(3) 1996</sup>年(平成8年)10月8日の倒産法制見直しにかかわる法務大臣諮問に続いて、1997年(平成9年)12月に法制審議会倒産法部会が公表した「倒産法制に関する改正検討事項」において「立法的手当てが求められている問題点の具体例」として、消費者倒産への対応と国際倒産への対応とともに中小企業の再建型の手続の整備が取り上げられた。

<sup>(4)</sup> 民事再生法について,立法担当者は「債務者が経済的に窮境にある場合に,これを放置すると,その経済状態がより悪化し,最終的に,破産手続による清算を行う必要が生ずる」ことになるが,「破産手続による場合には,債務者の事業又は財産の解体・清算に伴う資産の減価等が生じることとなり,債務者自身やその債権者の利益の観点のみならず,国民経済的観点からも損失が大きい」として,民事再生法の目的を説明している(深山卓也ほか著「一間一答民事再生法」(商事法務研究会,2000)27頁)。

続は整備された。

しかし、倒産処理法は事後的な対応であって、事業の倒産そのものを予防することではない。事業が倒産しないうちに手を打つ倒産予防には事前の危機の察知が重要である。民事再生法は再建型法的整理を定め、債務者または債権者を手続の申立権者としているものの(同法21条)、実際は債務者が申し立てることを想定している⑤。しかし、現実には経営者が事業の現状を直視することをためらい、抜本的な立て直し策をとらないことが予想され、また、経営にあたっていた者が自ら倒産処理である再生手続の開始を申し立てることに心理的な抵抗を持つことも予想される。その結果、事業の危機がいっそう深刻になり、抜本策を取れないまま破産原因の事実である支払不能や債務超過という状態に陥り、再建には手遅れという事態になりかねない。

倒産処理法という事後的な措置を行うよりも,事業の倒産を事前に予防できれば,そのほうが効果的であろう。そのためには,事業の危機を早期に察知する態勢が必要になる。しかも事業を営んでいる経営者自身が危機を察知しても,抜本策をとらないおそれがあるから,外部から危機を察知し,経営者に注意を喚起することができれば、事業倒産の予防には有効な手立てとなる。

しかし、わが国には、事業の危機の察知の態勢は存在しない。

ベルギーとフランスの両国には、商事裁判所またはその長が事業の倒産の前兆を早期発見し、経営者を召喚する制度(dépistage)がある。また、企業の監査役には経営者に業態悪化を指摘し、改善を求める警鐘の制度(alerte)が認められている。さらに、フランスでは従業員の代表にも警鐘制度が認められている。これらの制度は、経営者が現実を直視することを恐れ、あるいは現実を承知しつつも法的手続の申立てを逡巡することを予想して、いずれ

<sup>(5)</sup> 深山卓也ほか著「一間一答民事再生法」(商事法務研究会,2000)95頁。破産法は 債務者が株式会社である場合,個々の取締役に申立権を認めているが(準自己破産, 同法19条1項2号),民事再生法には破産法のこの規定に当たる規定がないので,株 式会社である債務者が申し立てる場合には取締役会の決議を要することになる。

も外部の者が経営者に注意を喚起することを目的としている。とくに両国の制度では、商事裁判所またはその長に倒産予防についての積極的な関与が認められていることが特徴である。商事裁判所またはその長による早期発見の制度は、公的機関による一種の事業の監視のようであるが、こうした制度の背景には、事業を単に経営者や株主の独占物ではなく、雇用機会を創出し、経済を担う社会の一員であるととらえ、倒産予防を第一義とする社会的に共有された認識があるものと思われる⑥。また、こうした態勢を可能にしているのは、両国に商事裁判所制度が存在し、かつ商事裁判所が税務・社会保険当局等と個別事業の情報を共有する態勢が存在することである。

本稿では、ベルギーとフランスに存在する倒産予防の制度としての早期発 見と警鐘の制度を検討する。

なお,ベルギー同様にフランス倒産法を継承したルクセンブルグにはこのような制度が存在しないが,ルクセンブルグの倒産法について若干検討することにする。ベルギー・フランスの倒産予防の制度は,欧州域内でも注目されており、最後に欧州連合での動きとわが国にとっての意義を検討する。

# 2. ベルギーの事業倒産予防制度

(1) ベルギー倒産法上の倒産予防

現在のベルギーの倒産法は裁判上の和議法(でと破産法(®)の二つであり、両法

<sup>(6)</sup> フランスの1985年倒産法1条1項は同法の目的を「事業の救済,事業運営と雇用の維持および債務の履行を目的とする裁判上の更生制度を設ける」と規定した。2005年倒産法による現行の商法典L620-1条1項には事業救済制度が「経済活動の継続,雇用の維持と債務の履行のため」の手続であるとの規定がある。

 <sup>(7)</sup> Loi du 17 juillet 1997 relative au concordat judiciaire (Moniteur belge du 28 octobre 1997,
p. 28550-28562). 和議手続,破産手続いずれも商人(事業主・企業)を対象とし,商人破産主義を維持する。

<sup>(8)</sup> Loi du 8 août 1997 sur les faillites (*Moniteur belge* du 28 octobre 1997, p. 28562-28586).

は 1998 年 1 月 1 日から施行されている。現行の和議法と破産法が施行されるまで、同国では 1851 年 5 月 18 日倒産法が一世紀半にわたって施行されていた<sup>(9)</sup>。

裁判上の和議は「一時的に債務の履行ができない,または事業の継続が困難であって,近々支払停止に陥るおそれのある債務者に認められる」制度である(和議法 9条 I 項の 1)。また,「法人債務者の事業継続は,損失によって純資本が資本金額の半分未満េになると,危機に瀕していると看做される」とされ(同 I 項の 2),裁判上の和議は「事業の財政状態が健全化し,経済的再生が可能と見られる場合にのみ認められ,収益性の見込みによって事業の財政的再生の可能性が示される」ことを要件としている(同 II 項)。

一方、破産法は「継続的に支払を停止し、信用状態が危殆にある商人は倒産状態にある」(同法2条1項)と規定し、支払停止だけでなく、債務者の信用状態の危殆状態を手続開始原因としている(11)。和議手続と破産手続のあいだでは、裁判上の和議が優先される。

<sup>(9)</sup> ベルギーの古法時代には、ローマ法の原則が適用されたリエージュ地方を除き、慣習法が行われ、倒産手続は一般に債権者平等による清算手続がとられ、債務者に厳格な手続であった。現在のベルギー地方は1794年のフルーリュスの戦いの後、共和暦4年葡萄月9日(1795年10月1日)法においてフランスに統合され、フランスの法典が施行され、倒産処理については1807年フランス商法典の破産編が適用された。その後、1814年にオランダの支払猶予手続が導入された。オランダへの併合を経て、1830年にフランスで起きた7月革命に続いて、ベルギーは独立革命を起こし、同年10月に独立宣言を行った。独立後、倒産法の改正が俎上に上がったが、倒産法改正委員会が設けられたのはようやく1841年になってからである。委員会での検討を経て、1851年4月18日倒産法が制定された。同法はフランスの1838年倒産法に範を得ながら、破産と支払猶予の手続を統合した。支払猶予手続は1946年9月25日法で一部改正されていた。

<sup>(10)</sup> 後記のフランス商法典(会社法)L225-248条と同趣旨の規定である。

<sup>(11)</sup> フランス倒産法の「支払停止」の規定と文言では異なるが、趣旨としては類似する。 なお、ルクセンブルグ倒産法の手続開始原因は文言上、ベルギーと同じである。

1998年から2003年の期間中にブリュッセル商事裁判所は133件の裁判上の和議申立てを受け、64件を却下、69件につき和議手続の開始として、支払の一時停止を認めている。133件のうち、66件は株式会社、45件は有限会社、7件は協同会社であり、個人事業主が15件であったとの報告がある(12)。さらに、このような倒産処理手続に入ることを回避するために次に述べる早期発見と警鐘の制度が設けられている。

#### (2) 商事裁判所による早期発見手続

ベルギーでは、多くの商事裁判所が「早期発見」の手続をとってきたとされている(13)。これは事業を営む企業・事業主が税金・社会保険料などの納付を怠ったことをきっかけとして、商事裁判所が事業経営者を呼び出し、注意を喚起するとともに倒産を回避するための対策の立案を求めるものであった。その前提として、企業や事業主の財務情報が集中されていたことに注意を要する。

この商事裁判所による早期発見制度は従来、法律上の根拠を欠いていたが、現行の和議法で法制化された。和議法は「事業継続が危殆に瀕するような財政的に困難な状態にある商人に関して有益な情報は、当該商人が住所または本店を有する地を管轄する商事裁判所書記課に提出されなければならない<sup>(14)</sup>」(同法 5 条 1 項)、「また商事裁判所は公的機関または危機にある事業を支援

<sup>(12)</sup> Rubinstin et Fronville, Le magistrat, le reviseur et le concordat, *Tribunaux de commerce et réviseur d'entreprises: quelle collaboration*, Bruyant, 2003, p. 203 & & & o

<sup>(13)</sup> Woodland, Observations sur les orientations des droits européens de la faillite, J. C. P. 1984, Doct. No. 3137.

<sup>(14)</sup> 条文は, Les renseignement et élements utiles concernant les commerçants qui sont en difficultés financières telles que la continuité de leur entreprise peut être en péril, y compris ceux qui sont obtenus en application des disposition du présent titre, sont tenus à jour au greffe du tribunal de commerce dans le ressort duquel le commerçant a son domicile ou son siège social である。

するために当局が指名し、または認可した私的機関に寄せられた情報を共有することができる」(同3項)と定めている。さらに「毎月10日までに、登記所の係りは、支払拒絶(protêt)のあった地を管轄する商事裁判所の長に、前月に記録された引受済み為替手形・約束手形の支払拒絶一覧表を送付する」(同法6条1項)と規定している。支払拒絶一覧には支払拒絶の日、手形の金額などが記載されることになっている。

手形の不渡情報に加えて和議法の7条は、敗訴判決(同1項),社会保険料支払遅延(同2項),付加価値税の納付遅延(同3項),事業許可等の喪失・停止(同4項)を商事裁判所に届け出るべき情報として挙げている。

シャルルロワ商事裁判所の商事調査部必携<sup>(15)</sup>は、これらの情報を事業の危機を知らせる「点滅」(clignotants)情報と呼んでいる。同書は、さらに点滅情報として上記の和議法の定める情報のほかに、年次計算書類上の重大な損失、2期以上の損失継続、累積損失による二分の一以上の資本欠損、決算期の延長、年次株主総会の未実施、役員の解任などを挙げており、企業・事業主に関する広範な情報が商事裁判所に集約されることになる。事業を営む企業または事業主の業況に関する情報を商事裁判所に集中することによって、倒産を予防し、倒産に至っても裁判上の和議に誘導することを趣旨としている(同法 10条)。

事業の倒産の予兆を早期発見する担当部署として,各商事裁判所に商事調査部 (chambre d'enquête commerciale) が設けられている (16)。個々の事業の危機に関する事案は,商事調査部が報告裁判官 (juge-rapporteur) として指名す

<sup>(15)</sup> http://www.tcch.be/images/vademecum\_ce.pdf を参照。Vademecum de la Chambre d'enquête commerciale, Tribunal de commerce de Charleloi.

<sup>(16)</sup> 裁判上の和議に関する 1997 年 7 月 17 日法 48 条によって, 裁判法典 (Code judiciaire) 84 条 3 項に「各商事裁判所は一ないし複数の商事調査部を置く」という規定が加えられた。商事調査部はそれぞれ 1 人の職業裁判官 (magistrat) と 2 人の商人裁判官 (consulaires) によって構成され (裁判法典 84 条 2 項), 事務官が 1 人割り当てられ, 案件の進捗を管理する。

る商人裁判官に託される。個別の事業について早期発見手続が開始されたことは、担当の商事調査部と商事裁判所の長および関係する商事調査部間の調整のために商事裁判所の長が指名する裁判官および当該事業を営む企業経営者・事業主のほかには公表されず、債権者に知られることはない。

次に、早期発見手続の結果、商事裁判所が裁判上の和議手続開始の原因があると判断すると職業裁判官または商人裁判官1名を主任裁判官に指名し、この主任裁判官が当該の経営者を召喚し、事業の現況と債務整理の可能性について聴取する(同法10条1項の2)。エヴラール裁判官は「召喚は、経営者によく利く電気ショックを与える」と評している(17)。この聴取は非公開である。経営者は自ら、場合によって関係者を帯同して出頭する。主任裁判官は聴取の結果と意見を報告にまとめ、仮に破産手続開始原因があると判断された場合には、検事局に通知し、検事局が当該事業の破産手続開始を申し立てる(同法10条3項)。破産状態にはないが危機的な状況にあるときは、経営者は裁判上の和議手続の開始を申し立てることになる(同法11条)。和議手続開始が申し立てられた場合、商事裁判所は一定の監視期間(période d'observation)を設定し、期間中の債務者による支払の停止、民事執行手続の停止を認めることになる(同法15条)。

和議法 10条 3 項の規定を見ると、商事裁判所が破産手続に当たって検事局の予審判事的な地位にあるようであるが、上述した商事調査部必携は、商事調査部の役割は検事局に協力する「経済警察」のごとき審問的なものではなく、多くの場合、この早期発見は好結果をもたらしている、しかし裁判所は事業の後見人ではない、と述べている。なお、裁判上の和議は商事裁判所の職権により開始されるのほかに債務者である企業または事業主の申立ても可能である。

<sup>(17)</sup> Evrard, Le tribunal de commerce: une brève présentation, *Tribunaux de commerce et réviseur d'entreprises: quelle collaboration*, Bruyant, 2003, p. 27.

#### (3) 監査役による警鐘

監査役 (commissaires) による経営に対する警鐘は会社法典(18)に規定されている。同法典は、会社の設立にあたって監査役の選任を求め (同法 69 条 10 号), 監査役は会社のすべての文書に当たることができ、経営者に対して監査役が必要とする情報の提供を求めることができ (同法 137 条 1 項), 会社の計算書類の監査にあたり (同法 142 条), 任務懈怠があれば会社に対して責任を負う (同法 140 条) と定めている。

わが国の会社法は監査役に経営者に対して事業の報告を求めることができ (会社法 381 条 2 項),取締役による不正行為を取締役または取締役会に報告 する義務を負う(同法 382 条)とし、その任務に懈怠があれば会社に対して 損害を賠償する責任を負う(同法 423 条 1 項)とされており、ここまでは類 似の規定となっている。違いは次ぎの規定である。

監査役は「監査の過程において、事業の継続を危うくする重大な事実を承知したときは書面で経営機関にその旨を通知」し、この場合「経営機関は合理的な期間内に事業の継続を保障するためにとるべき手段を決議する」とし、仮に経営機関に対する通知から1ヶ月を経過しても監査役が求めた決議について通知がなかった場合には「監査役は商事裁判所の長にこの旨を通知することができる」とされている(ベルギー会社法典138条)。また、警鐘の結果に対して不満のある監査役からの通知も受けることとされている(19)。この場合、監査役は刑法典468条が定める守秘義務を免除される。これが監査役の警鐘制度と呼ばれるものであるが、この制度はわが国会社法には見られない。

<sup>(18)</sup> Code des sociétés (Loi du 7 mai 1999, Moniteur belge du 6 août 1999, p. 29440-29637). 現 行会社法典は 2001 年 6 月 2 日施行。なお、社員全員が無限責任を負う合名会社、合 資会社、無限責任協同会社、年間売上高 625 万ユーロ、総資産 312 万 5000 ユーロ、被用者 50 人以下のいずれかの条件を充足する小規模会社について監査役は不要とされている。

<sup>(19)</sup> Spiritus-Dassesse et De Wolf, Entreprises en difficulté: la procédure d'alerte, Tribunaux de commerce et réviseurs d'entreprises: quelle collaboration, Bruyant, 2003, p. 117 et s.

「事業の継続を危うくする重大な事実」の具体的な内容について、スピリテュス=ダサスとド・ヴォルフの両教授は、国際会計士連盟が定める国際監査基準の継続企業の前提(20)が参考になるとしている。たとえば債務超過、中長期借入れの返済期日が到来したが、短期借入れによるしか返済の見込みが立たない場合、債権者の融資が停止されるおそれがある場合など17の例が挙げられている(21)。

監査役は任務懈怠について会社に対して責任を負うとされており、スピリテュス=ダサスとド・ヴォルフは、会社法典 138 条が「通知することができる」として商事裁判所の長への通知を義務とせず、監査役の任意としたことを「曖昧」であると指摘し、通知義務とすべきであるとしている(22)。

監査役が警鐘を行ったが、経営機関が適切な対応をしなかった旨を通知された商事裁判所の長は、監査役の通知とともに前記の事業に関する情報を踏まえて、商事調査部による事案の調査を指示することとなる。

<sup>(20)</sup> Going concern assumption. 企業の監査に当たっては,経営が解散を予定していないかぎり,予見可能な将来にわたって存続する継続企業であることを前提として監査することをいう。事業には種々のリスクが伴うが,監査に当たってこれらを考慮することを要する。なお,2007年5月1日に国際会計士連盟 (International Federation of Accountants) が国際監査基準 (International Standards on Auditing) 570番としてパブリック・ヒエアリング用に公表したドラフトは,http://www.ifac.org/Guidance/EXD-Details.php?EDID=0078を参照。

<sup>(21)</sup> Spiritus-Dassasse et De Wolf, Entreprises en difficulté: la procédure d'alerte, Tribunaux de commerce et réviseur d'entreprises: quelle collaboration, Bruyant, 2003, p. 121. なお, スピリテュス=ダサス氏はブリュッセル商事裁判所長, ド・ヴォルフ氏は同商事裁判官であるとともに réviseur d'entreprises (会計士) である。 réviseur d'entreprises は, 会社の監査役に選任されることができるが,独立自営職として現物出資における検査役の機能のほか和議手続での監視期間中の支払停止監督委員などを務める。

<sup>(22)</sup> id., p. 128.

#### (4) ベルギーにおける商事裁判所

ベルギーの商事裁判所の起源は、フランスと共通であり近世初期に遡る四。 1967 年 10 月 10 日裁判法典 (Code judiciaire) により改正されるまでベルギー の商事裁判官はフランスと同様に商人(素人)であったが、同法による改正 により職業裁判官と商人裁判官の参審制がとられている。裁判法典は、商事 裁判所の管轄として、商人間の争いで普通裁判所の管轄とされていない争い、 1.860 ユーロ以上の金額の手形に関する争い、その他普通裁判所の管轄でな い商事をめぐる争いおよび社員間の争い、商品等の産地証明に関する争いな どを挙げている (同法 573 条, 574 条)。商事裁判所の職業裁判官は、普通裁 判所と同様の資格を必要とするが、素人の商人裁判官は30歳以上であるこ と,過去5年以上の事業の経営経験を有することを要し、自薦または経営者 団体の推薦により5年の任期で国王が選任する(同法205条)。いったん商 事裁判官に就任すると、職業裁判官と同様に従来からの事業経営以外のいっ さいの職の兼職を禁じられ(同法300条)、独立して職に当たらなければな らず (憲法 151 条)、当然に公平の義務を負う。商事裁判官数は法定されて おり、最大のブリュッセル商事裁判所で定員 154 人、全国で定員 769 人とさ れている(1997年7月17日法56条)。

# 3. フランスの事業倒産予防制度

# (1) フランス倒産法上の倒産予防

フランスの近代倒産法は、1673年商事王令を参考として制定された1807年商法典破産編に始まり、その後なんども改正されているが<sup>(24)</sup>、倒産予防と

<sup>(23)</sup> エヴラールは、ベルギーの商事裁判所制度に関する論文でパリ商事裁判所を認可したシャルル9世を挙げている (Evrard, Le tribunal de commerce: une brève présentation, Tribunaux de commerce et réviseur d'entreprises: quelle collaboration, Bruyant, 2003, p. 25)。著者はリエージュ商事裁判所の長である。

いう点では、1967 年倒産処理オルドナンスが債権者の追及の一時停止制度を 設けたことが最初であるが<sup>(25)</sup>、1984 年倒産法<sup>(26)</sup>が重要なターニング・ポイン トとなっている<sup>(27)</sup>。なお、同国の倒産処理法はその後 1985 年、1994 年に改 正され、さらに最近 2005 年倒産法<sup>(28)</sup>によって全面改正されている<sup>(29)</sup>。

ベルギーでは倒産前兆の早期発見と警鐘制度,裁判上の和議制度と破産制度という構成になっているが,フランスでは倒産予防の防壁をベルギー以上に備えている。フランスの2005年倒産法は,警鐘制度を維持しつつ,和解的債務整理を行うための特別受任者と調停人の制度を整備し,さらに加えて事業救済制度を新設し,その一方で裁判上の更生手続と,更生が不可能な場合の裁判上の清算の制度を置き(30),全体で五段構えという重層構造となっている。

<sup>(24)</sup> フランス倒産法の歴史については、ルノー(拙訳)「フランス倒産法の歴史」広法 27 巻 3 号 166 頁、イレール(塙浩訳)「フランス破産法史」塙浩『フランス民事訴訟 法史』(信山社, 1992) 823 頁、スラムキェヴィチ(塙浩訳)「アンシャン・レジム期 のフランス破産法」同 868 頁を参照。

<sup>(25)</sup> Ordonnance 67-820 23/09/1967 tendant à faciliter le redressement économique et financier de certaines entreprises. 同オルドナンスは、窮境にある債務者に対する責任追求の停止 (suspencion provisoire des poursuites) を設けたが、その後の改正では、採用されていない。

<sup>(26)</sup> Loi no. 84-148 du ler mars 1984 relative à la prévention et au règlement amiable des difficultés des entreprises. 1984 年倒産法は警鐘制度と和解的債務整理 (règlement amiable) のほかに、公認倒産予防団体 (groupements de prévention agrées) の制度を設けた。公認倒産予防団体について、1984 年当時、ブクリ弁護士は「事業経営者は債権者ほどにはこの制度に関心を示さないであろうから、制度の成否は取引先の協力の有無に依存しよう」と述べたが (Boukris, Les groupements de Prévention agrées, Gaz. Pal. 1984, Doct. p. 338),現在もほとんど利用されていない (Lucas, Lécuyer et al., La réforme des peocédures collectives, L. G. D. J., 2006, p. 9)。和解的整理手続は、まず窮境にある事業経営者が商事裁判所の長に助言を求めることから始まったとされている (Martin, Le règlement amiable, Gaz. Pal. 1984, Doct. p. 328)。

<sup>(27) 1967</sup> 年倒産法以降の倒産予防制度の改廃については、拙著『フランス倒産法』(信山社, 2006) 18 頁を参照。

警鐘制度を導入した 1984 年倒産法は,経済の停滞と企業破綻の増加<sup>(31)</sup>を背景として制定されたものであり,当時,事業を展開する企業の監督の強化の必要性が論じられていた<sup>(32)</sup>。また、改正法案が示された時点で開催されたシ

- (28)Loi no. 2005-845 du 26 juillet 2005 de sauvegarde des entreprise. ただし,商法典第 6 編 に編成されている。2005 年倒産法は、倒産状態にない債務者の申立てによる「事業 救済手続」(sauvegarde des entreprises) を新設し, 2006 年1月1日から施行されてい る。事業救済手続の具体例として、パリ商事裁判所 2006 年 8 月 2 日決定がある (T. C. Paris, 2 août 2006, Eurotunnel plc, D 2006, Jur. p. 2329, note Dammann et Podeur)。これ は、イングランド法に基づく法人(plc)であり、ユーロトンネルの運営に当たる会社 の持株会社のひとつである英国法人 Eurotunnel plc の法定代理人が事業救済手続開始 の申立てを行ったもので、2005年12月末現在90億ユーロの外部負債があり、金利 の支払いは可能であるが、2007年1月に期日の到来する元本の分割弁済は困難な状 況であった。つまり、債務者は申立て時点では支払停止の状態にはなかったが、「支 払の停止に到るおそれがあり、克服できない窮境」(商法典 L620-1 条 1 項) にあった のである。パリ商事裁判所は、事業救済手続の開始を決定し、6ヶ月間の監視期間を 設定した。なお,債務者は英国法人であるため,裁判所は本案の審理に入る前に,国 際裁判管轄の有無を検討している。ここで, 2000年 5月 29日 EC 規則 1346/2000 (EC 倒産規則) 第3条に基づき、債務者の主たる利益の中心がフランスにあるとして、 裁判管轄があると判断している点は国際倒産の観点から興味深い。
- (29) 2005 年倒産法は 1984 年倒産法が設けた和解的整理を調停人 (conciliateur) による 調停手続 (conciliation) に改め、さらに特別受任者 (mandataire ad hoc) の制度を導入した。これは調停に先立って、当事者の申立てによって債権者と債務整理のための 交渉を行う機能を有し、従来慣行として行われていた制度を法制度として設けたもの である。特別受任者の制度は、1982 年にパリ商事裁判所が当時のカルカッソンヌ所 長の「思いつき」で「全国的・国際的規模の事業の救済」のために設けられたとされている (Marchi, Une création originale au Tribunal de Commerce de Paris: 《Le mandataire ad hoc》, Gaz. Pal, 1983, p. 123)。同法が定める調停手続、特別受任者、事業救済手続については、拙著『フランス倒産法』(信山社、2006) 30 頁、44 頁を参照。
- (30) Gavalda et Menez, Le règlement amiable des difficultés des entreprises, J. C. P., 1985, Doct. 3196. ただし、1985 年倒産法(事業の裁判上の更生と清算に関する1985 年 1 月 25 日 法律番号 85-98) は清算ではなく更生を優先したが、現実には倒産処理手続がとられた事業のほとんどが更生できず、清算に移行していた。こうした事情が2005 年の倒産法改正の契機となった。

ンポジウムで、ピエドリエーヴル教授は「事業の救済にはまずもって責任者にその状況を認識させること」が重要で、まず「経営者に警鐘を鳴らすこと」が必要であり、監査役が中心的な役割を担うと発言している(33)。また、別のシンポジウムでは従業員の雇用の維持の観点から事業救済の段階からの従業員の参加が必要とされていた(34)。

#### (2) 商事裁判所による早期発見手続

1984年発表の「欧州の倒産法の方向性」と題する論文で、欧州理事会のウッドランド理事は、ベルギーの早期発見制度を事業倒産予防に効果があると評価し、パリ、マルセイユなどフランス国内の大規模な商事裁判所でも、ベルギーと同様の早期発見の制度が現に行われていると述べている(35)。しかし、

<sup>(31)</sup> ソワンヌ教授は, 1977 年の事業破綻件数を 13,842 件, 1984 年時点の件数を 2 万 5 千件としている (Soinne, La procédure d'alerte instituée par la loi du 1er mars 1984 et la mission du commissaire aux comptes, J. C. P., 1985 ed., E 14563, p. 537)。マルコ教授は, 1968 年から 1976 年の破綻件数平均を 10,805 件, 1977 年から 1984 年の平均を 18,983 件, 1985 年から 1987 年の平均を 28,120 件としている (Marco, La montée des faillites en France, L'harmattan, 1989, p. 171)。いずれも 1970 年代以降の事業破綻の急増を示している。

<sup>(32)</sup> Pinoteau, Pour protéger notre économie *〈surveiller les entreprises〉*, *Gaz. Pal*, 1983 Doct. p. 124. 著者は会計士であるが、監督された事業こそよりよいパフォーマンスを挙げ、危機にも対応できるとし、会計士の役割を強調している。論文発表当時は、国家主導的な傾向のある社会党政権下であった。

<sup>(33)</sup> Piedelièvre, Des entreprises en difficulté et des réformes en cours, *Gaz. Pal*, 1983 Doct. p. 279. 同教授は「言うまでもなく警鐘制度は治療が目的ではなく、診断を目的とする」と述べている。ブラン教授は、倒産の増加に直面して改正委員会が改正を目指したと指摘している (Blanc, La situation du commissaire aux comptes après la loi no. 84-148 du ler mars 1984, *J. C. P.*, 1984 *Il* 14304, p. 436)。

<sup>(34)</sup> Grelon, Rapport de synthèse, *Gaz. Pal*, 1984 Doct. p. 101. これは, Lyon-Caen, Jeantin, Pirolli 三氏の発言の総括である。

<sup>(35)</sup> Woodland, Observations sur les orientations des droits européens de la faillite, J. C. P. 1984, Doct. No. 3137. なお同氏は現在欧州理事会法律顧問を務める。

当時法律上はフランスにベルギーの商事裁判所が行うような早期発見制度は 規定されておらず、ようやく、1994年倒産法において明文で規定が設けられ、 フランスの商事裁判所の長にベルギーの商事裁判所の商事調査部と同様の権 限が認めることとなった<sup>(36)</sup>。

早期発見手続は、まず事業者側からの情報提供に始まる。会社の経営者は毎年の計算書類を商事裁判所の書記課に提出しなければならない(商法典L232-21条)。仮に、計算書類が提出されない場合には、当該企業の関係者および検事局は商事裁判所の長に計算書類の提出を命じるように求めることができる。これにはアストラント(罰金強制)が付されている(商法典L123-5-1条)。さらに倒産法の規定として、「商事会社の経営者が、適用の条文の定める期間内に年次計算書類を提出しないときは、裁判所の長は、アストラント(罰金強制)の可能性の下、当該経営者に遅滞なく提出するよう命じることができる」と定めている(同L611-2条 II 項)。

計算書類の提出義務を前提として,現行の2005年倒産法は「証書,書類,手続から,商事会社,経済利益団体または個人的,商事的,職人的事業が経営の継続を危うくする窮境にあることを知ったときは,その経営者は,状況の改善の手段を検討するため,裁判所の長に呼び出される」(商法典L611-2条 I 項の1),「この面談に続き,または経営者が呼出しに応じなければ,裁判所は,法律上または規則上の反対の規定にかかわらず,監査役,個々の従業員またはその代表,公的行政機関,社会保険局および銀行リスク・支払事故センターから,債務者の経済・資金状況について正確な知識を得られる情報を得ることができる」(同 I 項の2)と定めている。現実に,次のとおり商事裁判所の長は個別の事業の倒産の前兆を承知することが可能となっている。3つ。

<sup>(36)</sup> Voinot, Droit économique des entreprises en difficulté, L. G. D. J., 2007, p. 99.

<sup>(37)</sup> この個所は, Jacquemont, *Droit des entreprises en difficulté*, Litec, 2007, p. 25 を参考にした。

まず、法人税、給与支払い税などの国税の未納がある場合、未納の旨が公示されることとされている(一般税法典 1929条の 4 (38))。公示は、対象者が営利法人の場合には商業裁判所の書記課の商業登記に行われる(一般税法典付則 II 第 396条の 2)。税法典は、未納額の下限を設けていないが、該当件数が増大になるおそれがあるため、対象者の総売上によって下限が定められている。次に、社会保険料の未納についても同様に公示される(社会保険法典 L243-5条1項)。関税についても同様である(関税法典 379条の 2)。なお、未納額の公示は倒産手続における国税債権・社会保険等の優先権の要件とされている。また、手形の不渡情報はフランス銀行(中央銀行)の支払事故センターに登録され、第三者(とくに金融機関)がアクセスすることができる。つまり、商事裁判所の長は経営者が提出する計算書類はもとよりのことそれ以外の各方面から個別事業の業況にかかわる情報を入手することが認められ、個別事業の業態の悪化の監視役の機能を果たしていることになる。

この権限は、商事裁判所という司法機関としてではなく、あくまでもその 長としての資格に基づいて認められているものである。ギュヨン教授は、商 事裁判所の長による早期発見と経営者の召喚は倒産予防制度の中核であると 評価し<sup>(39)</sup>、この権限を「司法機関としてではなく、分別があると評価されて いる職業人として与えられているものである」と説明している<sup>(40)</sup>。改正法の コンメンタールは、「立法者は事業の問題に重要な中立と守秘の点で商事裁 判所の長が最適と考えて」いると説明している<sup>(41)</sup>。

早期発見手続で得られた情報から個別事業の業況に懸念があると判断した

<sup>(38) 2005</sup> 年改正倒産法についてのコンメンタールは, 税等の未納情報が事業の業態悪化を知る上で重要としている(Lucas, Lécuyer et al., *La réforme des peocédures collectives*, L. G. D. J., 2006, p. 13)。

<sup>(39)</sup> Guyon, Droit des affaires, T. 2, 9e éd., Economica, 2003, p. 64.

<sup>(40) [</sup>en tant que professionnel réputé avisé] と評している (Guyon, Droit des affaires, T. 2, 9e éd., Economica, 2003, p. 65)。

ときは、商事裁判所の長は事業経営者を召喚することができる(商法典L611-2条 I 項の1)。この場合、召喚の理由を述べる説明(覚書)を付すことになっている(改正倒産規則3条(42))。商事裁判所の長と経営者の面談については議事録が作成される(同規則4条1項)。仮に、経営者が出頭しなければ、欠席記録が作成され(同2項)、欠席という事実に基づいて商事裁判所の長は、関係諸団体に情報の提供を求めることができる(商法典L611-2条 I 項の2(43))。

なお、商法典 L611-2条 I 項は、商事裁判所の長による早期発見制度の対象を「商事会社、経済利益団体または個人的、商事的、職人的事業」と規定しており、法人形態の事業のみでなく、個人事業主に対しても行われる。

#### (3) 監査役と企業内従業員委員会による警鐘

① 1984 年倒産法による制度導入

フランスの警鐘制度は、倒産の危機(44)に陥る前に経営者以外の者が経営者 に対して注意を喚起する制度である点でベルギーと同様であるが、商事裁判 所の長、監査役のほかに企業内従業員組合にも警鐘を認めている点がベルギ

<sup>(41)</sup> Lucas, Lécuyer et al., *La réforme des peocédures collectives*, L. G. D. J., 2006, p. 12. 商事裁 判所の長という実業界での名士としての知識・経験や人脈も期待されている点はいうまでもない。

<sup>(42)</sup> 規則3条は「商法典L611-2条1項に定める場合,裁判所の長は書記課を通じて、法人債務者の法定代表者または自然人債務者を、受取確認依頼付き書留郵便と同法典L611-2条 I 項と本規則4条と5条の写しを通常郵便で送り、呼び出す。呼出しは少なくとも1ヶ月前に送付する。裁判所の長はそこに呼出しの理由となる事実を記載した覚書を添付する」と規定する。2005年倒産法にかかわる規則の訳は、拙訳「フランス倒産規則仮訳」広法30巻1号、2号を参照。

<sup>(43)</sup> 商事裁判所の長が対策を命じても,経営者がその命令に従わない,または破綻に瀕しており対策をたてられない場合がありうる。この場合,商事裁判所の長は債務の調停手続(商法典 L611-4条)または事業救済手続(同 L621-1条)に誘導するものと思われる。

ーとは異なっている(45)。

1984 年以前,フランス会社法は合名会社と合資会社の非執行社員にのみ年2回,経営者に書面で事業運営に関する質問を発する権限を認めていたが<sup>(46)</sup>,1984 年倒産法はこの質問権を大幅に拡大し,有限会社のすべての社員(1984年倒産法11条による1966年旧会社法64条の1の新設)と株式会社の資本金の十分の一以上を有する株主に拡大するとともに(同20条による1966年旧会社法225条の改正),株式会社と株式会社以外の会社の監査役に経営者に対する警鐘を義務づけ(同21条による1966年旧会社法230条の1の改正),企業内従業員委員会(同43条による労働法典432-5条の改正)に警鐘の権限を与えた。

#### ② 監査役による警鐘

監査役による警鐘の義務は商法典の会社法規定の個所(47)に定められている。

- (44) フランス倒産法は手続開始原因を「支払停止」としているが、支払停止概念が時代とともに変容していることについて、西澤宗英「フランス法における「支払停止」概念の『形成』と『変容』-『支払停止』理論の一側面』民訴 25 巻 162 頁および拙著129 頁を参照。1983 年の時点でギュイノ講師は、支払停止はおおむねすべてのヨーロッパの国の倒産手続開始原因であるが、その概念が変容したと述べている(Guyenot, Qu'entend-on aujourd'hui par cessasion des paiements dans la procédures collectives de règlement du passif?, Gaz. Pal, 1983, Doct. p. 46.)。ベルギーおよびルクセンブルグでは「支払停止」に「信用状態の破綻」を開始原因に付け加えている。
- (45) フランスの comité d'entreprises に対応するものとして,ベルギーには conseil d'entreprises がある。後者は,ベルギーの経済組織に関する 1948 年 9 月 20 日法 (Loi du 20 septembre 1948 portant organisation de l'économie) 14 条以下に規定され,常時被用者 50 人以上の事業では常設の機関であり,団体労働協約の締結の主体であるが,警鐘の権限について規定がない。
- (46) 合名会社については 1966 年 7 月 24 日旧会社法 17 条, 合資会社については同 29 条 を参照。
- (47) 1966 年会社法は、2000 年 9 月 18 日オルドナンス 2000-912 号によって、商事法典(Code de commerce) に再編された。

フランス会社法上,監査役<sup>(48)</sup>(commissaire aux comptes)は,一定規模以下の合名会社<sup>(49)</sup>(société en nom collectif)(商法典 L221-7 条 1 項)と有限会社(société à responsabilité limitée)(同法典 L223-35 条 1 項)では任意の機関であるが,匿名会社(株式会社)(société anonyme)(同法典 L225-218 条)には必須の機関とされている。

監査役の経営への警鐘義務については、1966 年旧会社法の制定と 1969 年の監査役規則(50)の制定の後、監査役の任務として「予防的介入の手続」あるいは「警鐘」の手続の導入を提唱する意見があり(51)、その後 1977 年に国民議会に提出された改正案に含まれていた(52)。そして、1984 年倒産法で成立し、一部改正されて現行商法典 L234-1 条に引き継がれている。1984 年倒産法における監査役の警鐘義務について、ブラン教授は「事業経営を象牙の塔にで

<sup>(48)</sup> フランス会社法上,監査役 (commissaires de sociétés) は 1867 年 7 月 24 日会社法で 初めて制度とされた。1966 年旧会社法は 1867 年法の監査役規定を引き継ぎ (Du Pontavice, Les taches du commissaire aux comptes, Rev. Société, 1968, p. 3), 現在の商法典 に継承されている。

<sup>(49)</sup> 商事会社に関する 1967 年 3 月 23 日デクレ 67-236 号およびその後の改正により、 総資産 155 万ユーロ超, 税引き売上高 310 万ユーロ超, 常時雇用者数 50 人超の基準 のうち二つ以上を充足する場合には、監査役は必須機関である。また、2 期連続して 二つ以上の基準を充足しなければ必須ではなくなる。

<sup>(50)</sup> Décret no. 69-810 du 12 août 1969 portant règlement d'administration publique et relatif à l'organisation de la profession et au statut professionnel des commissaires aux comptes de sociétés.

<sup>(51)</sup> デュ・ポンタヴィス教授によると、監査役の警鐘制度の提案は 1951 年のグランジェ論文に見られたようであるが、とくに 1973 年 10 月 6 日にフィガロ紙に掲載された実業家フェフェール氏のインタヴューで「倒産処理手続開始申立て前の予防的手続の必要性」が強調され、とくに会社の状況を承知する立場にある監査役の警鐘 (mesure d'alerter) が取り上げられたとのことである (Du Pontavice, Le principe de non-immixtion des commissaires aux comptes dans la gestion à l'épreuve des faits, *Rev. Société*, 1973, p. 630)。

<sup>(52)</sup> ブラン教授によれば、事業危機の対応と処理に関する国民議会法案番号 3214 にあるとのことであるが筆者は未見である。

はなく、ガラス張りにすることが目的」であり、事業の再建が手遅れにならないうちに経営者に対策をとらせることであるとし、事業の状況を把握する上で最適の位置にある監査役の役割が重要であると評価している<sup>(53)</sup>。監査役には、計算書類の監査、会計処理の適正監査の任務があるほか(商法典L225-235条)、定時株主総会に監査役報告を提出することとされているが、監査役が警鐘制度のために従来の任務以上の責任を負うのかという点について、ソワンヌ教授は「その任務遂行中に事業を危殆に至らせかねない事実を承知したとき」と規定していることから、特別に警鐘のために注意が付加されるものではないとしている<sup>(54)</sup>。

現行商法典 L234-1 条によると監査役の警鐘義務は次のように 4 段階から構成される。

まず「監査役が任務遂行の過程で、経営の継続を脅かすような事実を把握したときは、取締役会または董事会会長に指摘しなければならない」(同1項)。取締役会会長などから15日以内に回答がない、あるいは回答はあったがその内容では経営の継続への保障に足りない場合には、監査役は会長に取締役会または董事会を招集するよう書面で求めることとされている。この取締役会または董事会には監査役が出席し、その決議は次に述べる企業内従業員委員会に通知される(同2項)。さらに取締役会などでの決議事項が履行されない場合または決議にかかわらず依然として経営の継続に脅威がある場合には、監査役は次期の株主総会にその旨の報告を提出し、その報告も企業内従業員委員会に通知されることになっている(同3項)。そして、株主総会での決議にかかわらず、依然として経営の継続に脅威がある場合には、監査役は所在地を管轄する商事裁判所の長にそれまでの措置を通知することと

<sup>(53)</sup> Blanc, La situation du commissaire aux comptes après la loi no. 84-148 du 1er mars 1984, J. C. P., 1984 I 114304, p. 429.

<sup>(54)</sup> Soinne, La procédure d'alerte instituée par la loi du 1er mars 1984 et la mission du commissaire aux comptes, J. C. P., 1985 éd., E 14563, p. 537.

されている (同4項)。

#### ③ 企業内従業員委員会による警鐘

上記のとおり、1984 年倒産法により、企業内従業員委員会(comité d'entreprise<sup>(55)</sup>)の経営への警鐘の権限が労働法典に定められた(同法 L422-5条, L432-5条<sup>(56)</sup>)。ただし、監査役の場合には警鐘は義務であるが、企業内従業員委員会については権限であって義務ではない<sup>(57)</sup>。

#### (1) 企業内従業員委員会の根拠

これは、被用者が労働の確保のために、互選によって組織する経営の監視機関である。労働法典は、常時雇用する給与受給者(salariés)が50人以上の企業、事業所等は、企業内従業員委員会を設けなければならないと定めている(同法 L431-1 条 1 項)。給与受給者が50人未満の企業、事業所等の場合には給与支給者との協約により企業内従業員委員会を設けることができる(同 2 項)。

<sup>(55)</sup> entreprise は「企業」そのものではなく、企業の行う「事業」を意味するから、本来は「事業委員会」と訳すべきであるが、拙著「フランス倒産法」では通例にならって「企業委員会」と訳した。しかし「事業委員会」と訳すと経営側の委員会と誤解されかねないので、その実態を反映するものとして、本稿では「従業員委員会」とし、個々の企業内に設けられることから「企業内」を付した。

<sup>(56)</sup> ただし、ナショナル・センターには認められていない(Teyssié, Les représentants des salariés dans les procédures de redressement et de liquidation judiciaires, J. C. P., 1986, éd. E, 14677, p. 178)。個別事業の維持の利害はナショナル・センターと企業内組合ではおおいに異なる。ただし、テシエ教授はナショナル・センターが商事裁判所の長や検事局に対して個別企業への注意を喚起することはありうるとしている。

<sup>(57)</sup> 企業内従業員委員会は企業に対して社会文化活動による寄与を行っており、また委員会自体として債権者の地位にあるので、倒産手続(裁判上の更生・清算)を申し立てることができる (Teyssié, Les représentants des salariés dans les procédures de redressement et de liquidation judiciaires, J. C. P, 1986, éd. E, 14677, p. 179)。

#### (2) 企業内従業員委員会への経営情報の開示

労働法典は、企業、事業所の経営者は企業・事業所の経営について企業内 従業員委員会に広範な情報を提供しなければならないばかりでなく、その意 見を徴しなければならないと規定している(同法 L432-1 条(58))。情報提供・ 意見聴取の対象は、給与条件、採用解雇など給与受給者の労働条件に直接か かわる事項以外に、給与受給者の人数や組織に影響を及ぼしかねない企業の 組織、経営・運営一般にかかわる事項とされている(同法 L432-1条1項)。 たとえば、企業の法的形態の変更、合併・買収、出資、TOB、事業譲渡、重 要な新規生産設備の導入,労務管理システムの導入および労働条件一般にか かわる問題については随時(59), また企業の研究・開発方針, 当該企業の雇用 の変動、今後の雇用の見込み(60)については毎年情報を提供し、かつ、企業内 従業員委員会の構成員には株主総会に提出される資料を提供しなければなら ない。さらに、企業の経営状況(売上げ、損益、親子関係にある企業がある 場合には、その間の資本移動、下請けの状況、利益処分案、公共的な支援の 有無と状況、給与の変動)について文書で報告しなければならない(同法 432-4条2項(61))。企業の経営状況について企業内従業員委員会は企業の監査 役に質問することが認められ、また、企業内従業員委員会が意見を付した場 合、その意見は株主総会において報告される。

さらに企業が商事裁判所に支払停止を届け出て事業救済手続または裁判上の更生・清算手続の開始を申し立てる場合には、事前に企業内従業員委員会に情報提供し、意見を求めなければならない(同法 L432-1 条 9 項)。また、

<sup>(58)</sup> 労働法典は、le comité d'entreprise est obligatoirement informé et consulté と規定する。

<sup>(59)</sup> TOB の場合には, TOB の届出後速やかに企業内従業員委員会を招集して,情報提供しなければならない(労働法典 L432-1 条 4 項)。

<sup>(60)</sup> 企業の雇用の変動と今後の見込みについては、企業内従業員委員会の構成員は、文 書によってあらかじめ情報提供内容を受け取ることができる(同法 432-1-1 条 3 項)。

<sup>(61)</sup> さらに, 給与受給者が300人以上の規模の企業では,企業内従業員委員会に対して 経済・社会・財政報告書の作成が義務づけられている(労働法典L432-4-2条)。

事業救済手続がとられた場合には、救済計画の策定の進捗(救済計画の策定 は商法典 L623-3条)について企業内従業員委員会に情報提供され、救済計画 の内容(計画の内容は商法典 L626-8条)について企業内従業員委員会は意見 を言うことができる(以上の企業内従業員委員会の権利について労働法典 L432-1条9項)。

#### (3) 企業内従業員委員会の警鐘の事例

企業内従業員委員会は「企業の経済的状況に懸念を及ぼすような事実を知ったときは」経営に対してその説明を求めることができるとして(労働法典 L432-5 条 I 項),企業内従業員委員会が必要と判断した場合には会計士を起用して企業の業況報告を求めることができ,会計士費用は企業負担とされている<sup>(62)</sup>。

次の事例は、実在のある企業での警鐘の例である(63)。

当社の企業内従業員委員会は、以下の諸点に基づいて会社の現況に懸念を 抱いている。

労働法典 L432-5 条に基づき, 警鐘制度の行使として当社の経営陣に以下の 質問についての説明と返答を書面で提出するように求める。

指摘すべき懸念は以下の諸点である。

問題点1:当社は、××年から××年のあいだに××××の損失を計上し、 今年も以前損失が計上されることが予想される。

<sup>(62)</sup> Cass. Chambre sociale, 11 mars 2003 は、Sud Alliance 協同農業金庫の理事会が地域の情報センター設立に参加することを決議したことについて、従業員委員会が会計士を起用して警鐘を鳴らすことを決定したが、理事会が従業員委員会の決定の取消しを裁判所に求めた事件で、理事会の上告を棄却した。なお協同組合の従業員委員会に警鐘の権限があることについては、Cass. Chambre sociale, 19 février 2002 を参照。

<sup>(63)</sup> ただし、会社を特定できないように社名、計数を省略した。

当社の収益性の改善のために生産性、品質、取引先との関係工場などで努力が続けられているが、不充分と思われる。

質問1-1:今後数ヶ月間,改善のためにいかなる対策を予定しているか。

質問1-2:予定している対策により会社にいかなる影響が出るか。

質問1-3:予定されている対策以外には対策がない場合には, 親会社の支援は期待できるのか。

問題点2:当社の財務状況は危険な状態にある。当社の経営陣は取引先への 支払いに優先順位をつけている。

質問2-1:この状況では原材料不足に陥ることはないか。

質問2-2:親会社は当社の増資をする予定はあるか。

問題点3:得意先は値下げを要求し、競合各社の競争も激しく、今年度以降、 当業界の営業環境はきわめて厳しい。

質問3-1:得意先からの受注を確保するために、当社はどのような努力をするのか。

質問3-2:この得意先からの受注を得られなかった場合,従業員の解雇を 予定しているか。

問題点4:当社の改組についてはいまだその効果が見えてこない。従業員から見れば、改組の結果、業務負担のみが増え、間接人員が増えただけのようであり、製造コストのアップを招いただけのようである。

質問4-1:改組による効果とコストアップの対比を示せ。

質問4-2:改組による従業員の労働条件変化はどうか。

この質問に対して、同社の経営は概要下記のとおりの回答を行った。

質問1-1への回答:経営は追加の改善策を検討している。たとえば,派遣 職員の減員などである。

質問1-2への回答:当社の従業員には影響は生じない。唯一の会社への影響は派遣職員の減少である。

質問1-3への回答:親会社は上記の対策の実施に協力するであろう。

質問2-1への回答:懸念するような状況に陥ることはない。すでに取引銀 行からは資金供給に応じる旨の回答を得ている。

質問2-2への回答:上記の取引銀行からの資金調達を考慮すると増資の必要性はない。仮に必要が生じた場合には,これまで同様の対応を期待できる。

質問3-1への回答: 当社は可能な限りの努力を惜しまない。

質問3-2への回答:当該取引先との取引は当社売上げの中核であり、現時 点で受注できなかった場合の対応を言うことはできない。いずれにせよ、経 営としては他社との取引の開拓を行う予定である。

質問 4-1への回答:新組織は当社の収益性に少なからぬ改善をもたらしている。改組がなければ,不良品率は $\times\times$ %と想定されたが,現実には $\times\times$ %に改善された。また改組がなければ,当期損失は $\times\times$ に達したと想定される。

間接人件費については、全体として変動はない。

質問4-2への回答:今回の改組は当社にとってはあたらしいが、業界他社ではすでに実施済みである。この改組は、不稼働期間を圧縮するものであり、従業員の労働パターンを変えるものではあるが、労働時間の増加にはなっていない。

経営側はこの回答を提示するとともに、改善のために抜本的な対策をとる ことを企業内従業員委員会に伝え、現在、抜本的対策の発表を待っている状 況にある(この例ではその後、委員会からの動きはない)。

仮に経営からの回答が不充分な場合には、企業内従業員委員会は報告書を 作成し経営者と監査役に提出する。取締役会では、企業内従業員委員会の提 出した報告を議題として取り上げなければならず(労働法典 L432-5 条第 Ⅲ)、 この取締役会には企業内従業員委員会の代表が出席して意見を表明すること

ができる(同法L432-6条1項)。

さらに企業内従業員委員会は,経営からの回答に不満がある場合には,管 轄の商事裁判所の裁判長に通知することができる。

#### (4) フランスの倒産予防制度の前提

#### ① 倒産手続開始申立て義務

フランス倒産法上、債務者は「支払停止」という倒産処理手続開始原因が 生じた場合には、手続開始を申し立てなければならない<sup>(64)</sup>。この点について、 ギュヨン教授は支払停止の状態に陥った債務者の手続開始の申立ては「義務 的」であるとし、その懈怠は個人破産の制裁を受けるとしている<sup>(65)</sup>。つまり、 債務者は手続開始原因である「支払停止」の状態に陥っていない場合、すな わち債務の支払いに困難があるが、債権者が支払猶予または減免を認めるな らば、この窮状を脱出できるという状態にある場合、債権者とのあいだで和 解的債務整理(現行法では特別受任者または調停人による債務整理および事 業救済手続)に入ることは可能であるが、いったん債務者が「支払停止」の 状態に至った場合は、裁判上の手続の申立てを義務づけられている<sup>(66)</sup>。

わが国では手形の不渡りなどの支払停止のあった債務者の倒産処理として、原則として法的整理か私的整理のいずれかを選択することができる<sup>(67)</sup>。これに対して、フランスで私的または和解的な債務整理を行うためには、支払停止という倒産状態に陥ってはならず、支払停止に陥った場合には倒産法に基づく法的整理の手続開始を申し立てなければならない。ただし、2005年

<sup>(64)</sup> フランス倒産法は、「債務者は支払停止後、遅くとも45日以内に調停手続の開始を申し立てなければ、その間に(裁判上の更生手続の開始を)申し立てなければならない」(現行商法典 L631-4 条 1 項)と定める。仮に、支払停止の事実にかかわらず、期間内に手続開始を申し立てなかった場合、個人事業主または法人の経営者は個人破産を命じられ、事業経営の禁止処分を受ける。

<sup>(65)</sup> Guyon, Droit des affaires, Tome II, 9e éd., Economica, 2003, p. 149.

改正後の倒産法が設けた事業救援手続は、債務者の申立てによって開始され、 義務的ではなく、これが事業救済手続を契約型手続と評するゆえんである。

## ② 資本欠損の補充義務

ベルギー、フランスの両国ともに資本金の半分を超える資本欠損を「点滅」

- (66) 羽田弁護士は、1967年法の下でのフランスについて「さしあたりドイツのそれに 相当する裁判外の和議の用語は見当たらないが、フランス法における裁判上の整理, 財産の清算、個人破産及び破産罪に関する1967年法の第1条は、支払を停止したすべての商人、非商人を含めたすべての私法上の法人は、15日以内に裁判上の整理または財産の清算の手続の開始のための申告をしなければならない、と規定するので15日以内に申立てをしないかぎり、債務者の財産の整理、清算の手続に関し、私的整理が開始することになろう」と述べられている(羽田忠義『私的整理法』(商事法務研究会、1976)24頁)(括弧内省略)。しかし、フランスの商事裁判官、弁護士に質問したところ、支払停止があった事実を商事裁判所へ届け出ることは義務であり、届けずに私的に整理することはないとの答えを得た。フランスでまったく裁判所が関与しない「私的整理」を行うには、「支払停止」であってはならない。
- わが国の破産法は、手続開始申立てを任意としている。ただし、民法上の法人につ (67)いて平成18年法律第50号による改正前まで「法人がその債務につきその財産をもっ て完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立て により又は職権で、破産手続開始の決定をする | (同70条1項)、「前項に規定する場 合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない (同2項)と され、申立てを怠った場合には50万円以下の過料(同84条5号)とされていた。平 成 18 年改正により、民法の法人の設立・管理・解散に関する規定は削除され、一般 社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号)清算法人 についてのみ債務超過の場合の破産手続開始申立て義務を定めている(同 215 条)。 そのほかに、有限責任中間法人(中間法人法 91 条、ただし廃止予定)、労働組合(労 働組合法 12条),中小企業協同組合(中小企業共同組合法 82条の 18).農協(農業 協同組合法 73 条 4 項),漁協(水産業協同組合法 86 条 2 項)が清算中に債務超過で あることが判明した場合には、手続開始を申し立てる義務を課している。現行会社法 は、清算中の持分会社(現行会社法656条1項)、清算中の株式会社(現行会社法 484条1項)に破産手続開始申立て義務を規定し、 怠った場合には過料に処すること としている (現行会社法 976 条 27 号)。

情報としている。ベルギーの裁判上の和議法は、資本金の半分を割り込む資本欠損を和議手続開始原因とする(同法9条 I 項の1)。とくに資本の補填を求める規定はないようである。

一方,フランスでは、商法典の会社法に資本の補填の規定がある。すなわち「計算書類によって明らかになった損失の結果、仮に(株式)会社の自己資本が資本金額の半分未満になったならば、取締役会または董事会は当該損失を計上した計算書類の承認から4ヶ月以内に、会社の解散を討議するために臨時株主総会を招集しなければならない」(商法典L225-248条1項)、「解散が決議されなかった場合、遅くとも当該損失が明らかになった決算期から2期の期末までに、商法典L224-2条にしたがい、そのときまでに自己資本が資本金額の半分以上の金額までに再構成されなかったならば、減資をしなければならない」(同2項)、「株主総会が開催されない場合、あるいは決議が行われない場合、関係者は会社の解散を裁判所に申し立てることができる。2項の規定が充足されない場合も同様である。いずれの場合も、裁判所は状況に対処するために最大6ヶ月の猶予を与えることができる。本案につき判断する時点で、対応が実施されていれば、裁判所は解散を宣告することはできない」(同4項)と規定されている。

同条の規定は、事業救済または裁判上の更生手続中の会社または事業救済または裁判上の更生計画実施中の会社には適用されない(同 5 項)。合名会社・合資会社(同法 L223-42 条)、有限会社(同法 L241-6 条)に同様の規定があり、仮に、臨時総会の招集を怠った場合には、株式会社の取締役等は6ヶ月以下の禁固・4500 ユーロ以下の罰金を受けるとされている(同法 L241-6条)。

資本欠損は「支払停止」ではないから、資本欠損の事実のみであれば法的 整理手続を申し立てる義務はない。しかし、会社の計算書類は商事裁判所に 提出され、かつ一般に開示されていることから、資本欠損の補填義務違反を 追及されるおそれがあり、補填義務が果たされない場合、商法典会社法の罰 則があるとともに、資本欠損のまま放置すれば金利負担が過大になり、業況 の改善は困難と見込まれ、早晩支払停止に至ることが予想される。

資本欠損については最近,2006年10月31日の破毀院商事部判決がある(68)。これは、キューバの会社とタバコの独占輸入販売権を有するフランスの会社コプロヴァ社が別のフランスの会社とタバコ販売のブティックの設立を企画し、このためにカサ・デル・ハバノ株式会社などを共同出資で設立したが、カサ・デル・ハバノ社の資本が二分の一超の資本欠損となり、コプロヴァ社が同社の清算を申し立て、原審(パリ控訴院2005年3月18日)がこれを認容した事件である。共同出資の会社などは、コプロヴァ社は増資に応じる義務があり、清算の申立て適格がないとして上告した。破毀院は清算を認容した。

# 4. ルクセンブルグにおける倒産予防

ルクセンブルグはベルギー同様に 1807 年フランス倒産法を継受した。 1807 年フランス商法典破産編 437 条は「支払を停止した商人は倒産状態にある」と規定したが,現行のルクセンブルグ商法典 437 条 1 項は「支払を停止し,信用状態が破綻した商人は倒産状態にある」と規定する (69)。 1807 年のフランス商法典破産編は,437 条から 614 条に規定されていたが,現在のルクセンブルグの倒産法規定は,規定内容はまったく異なるものの,条文は依然として商法典 437 条から 614 条である (70)。

ただし、ルクセンブルグには商法破産編のほかに、破産回避のための和議

<sup>(68)</sup> Cass. Cham. comm. 31 octobre 2006. なお, http://www.legifrance.gouv.fr/から判決を 入手した。

<sup>(69)</sup> 前述のとおり、これはベルギー破産法と手続開始原因が同じである。

<sup>(70)</sup> ただし、ルクセンフルグ商法典 593 条から 614 条は「支払猶予」の規定である。これはわが国の旧商法典破産編 1059 条以下に規定されていた支払猶予に類似する。

法(\*\*i)と事業経営管理制度を規定する規則(\*\*i)がある。しかし、同国には早期発見や警鐘の制度は存在しない(\*\*i)。ルクセンブルグには商事裁判所制度があるが、商人裁判官ではなく、職業裁判官である。商事裁判所による事業倒産の予兆早期発見は、商人裁判官の経験を前提としていることから、ルクセンブルグはフランス、ベルギーの事情が異なるためと思われる。

破産回避のための和議手続は、破産手続開始の申立ての回避のために債務者が商事裁判所に申し立てることによって開始される(和議法3条)。裁判所では評議部が担当し、主任裁判官を選任して、和議の成否を検討し、和議成立の見込みがある場合に債権者を招集することになっている(同法5条)。主任裁判官の選任決定は、それ以降の執行を停止させる効力があり、債務者は主任裁判官の許可なく、財産の譲渡や担保権の設定を禁じられる(同法5条、6条)。和議は債権者の過半数の賛成によって成立する。債権者集会において和議が成立した場合には、裁判所がこれを認可し(同法2条、17条)、認可された和議は賛成しなかった債権者を含むすべての債権者を拘束する(同法23条)。和議の申立てには執行の停止効はない。和議が成立したのちも、主任裁判官はその履行状況を四半期ごとに確認し、履行されていない場合には和議の解除の可能性がある(同法27条)。

また事業経営管理制度は,支払停止状態にはないが「信用状態が破綻し, または債務全体の履行が危うい債務者」が商事裁判所に申し立てる手続であ り,事業の更生を目的とする(事業経営管理規則1条)。上記の和議と同様 に評議部が担当し、主任裁判官が指名され、申立てを認める場合には財産管

<sup>(71)</sup> Loi du 14 avril 1886 concernant le concordat préventif de la faillite.

<sup>(72)</sup> Arrêté grand-ducal du 24 mai 1935 complétant la législation relative aux sursis de paiement, au concordat préventif de la faillite et à la faillite par l'institution du régime de la gestion contrôlée.

<sup>(73) 2005</sup>年2月8日付け欧州委員会文書 Com (2005), Rapport sur la mise en oeuvre de la Charte européenne des petites entreprises 307頁を参照。

理人 (commissaire) が選任される (同規則2条,4条)。なお,裁判所の主任裁判官の選任決定は,債務者に対する個別の執行を停止させる効力があり,債務者は主任裁判官の許可なく財産の譲渡,担保権設定などの処分を禁じられる (同規則3条) ことは,和議の申立てによる主任裁判官選任決定と同様である。財産管理人は,債務者の資産・負債状況を確認し,更生案または清算案を策定し,債権者の債権額の二分の一以上の賛成によって承認を得(同規則8条),その後裁判所が承認する。

## 5. 欧州連合の動き

#### (1) 計算書類に関する指令

ベルギー,フランスにおける早期発見の制度は,事業主体の財務状況が開示され,外部の者が把握できることを前提としている。この点については,欧州共同体またはマーストリヒト条約後は欧州連合の指令(directives)が機動力となっている。

欧州共同体は、1957年の設立条約(ローマ条約)54条で域内における企業設立を促進するために指令の形式で環境を整備することとしていたが「「和」、1968年の第1次指令「「5」で株式会社、有限会社の公示・登記を定めて以降、数次にわたって指令を出してきた。株式会社の最低資本などに関する第2次指令、会社合併に関する第3次指令に続いて、1978年7月25日の第4次指令「6」は、域内の会社について最小限提供すべき同等の情報を共通にすることが重

<sup>(74)</sup> 欧州共同体は, 第1次指令として1968年3月9日付け68/151/CEE, 第2次指令として1976年12月13日付け77/91/CEE, 第4次指令として1978年7月25日付け78/660/CEE, その後1989年12月28日付け89/667/CEの第12次指令までを定めている(第5次と第10次は成立せず, 第9次は未提案)。

<sup>(75)</sup> 第1次指令の本文は、http://europa.eu.int/eur-lex/fr/consleg/pdf/1968/fr 1968L0151 do 001.pdfを参照。

要であるとの認識から、貸借対照表・損益計算書の構造・項目、会計公準、評価基準を共通化すること、財務諸表の公示、会計監査の実施を求めた。その後、1983年6月13日に連結決算に関する第7次指令、2003年6月18日の指令によっていずれも一部改正されている。

ベルギーでは事業の計算書類に関する 1976 年 10 月 8 日王令で定められたが、EC の第 4 次指令を受けて、企業会計にかかわる 1983 年 7 月 1 日法と同法の施行規則である同年 9 月 12 日王令 $^{cm}$ によって国内法の手当てを行った。

フランスでは 1807 年商法典が商工業者 (commerçants) に対して日計表 (livre-journal) の作成を義務づけていた (同8条)。その後会計原則の制定改正が行われ,1966年7月24日旧会社法(78)に基づく株式会社に会計書類の整備を義務付けるとともに,同法341条が会社に対して財務諸表の作成を義務付けていたところ,第4次指令は1983年4月30日法(79)によって国内法化された。現在フランスでは会社については,有限会社又は株式会社を社員とする合名会社(商法典L232-21条),有限会社(同法L232-22条),株式会社(同法L232-23条)について,期末貸借対照表と損益計算書,経営報告書,利益処分および連結会社がある場合には連結諸表を要し,株式会社についてはさらに監査役報告を要し,商事裁判所書記課に提出することとされている。ソワンヌ教授は1984年倒産法による警鐘制度の新設に関する論稿で,後記の欧州共同体の会社財務情報に関する第4次指令を国内法化するための1983

<sup>(76)</sup> 第4次指令の本文は, http:// europa.eu.int / eur-lex / fr / consleg / pdf / 1978 / fr\_1978L0660\_do\_001.pdf を参照。

<sup>(77)</sup> la loi du 1er juillet 1983 modifiant la loi du 17 juillet 1975 relative à la comptabilité et aux comptes annuels des entreprises と Arrêté royal du 12 septembre 1983 portant exécution de la loi du 17 juillet 1975 である。

<sup>(78)</sup> Loi no. 66-537 du 24 juillet 1966 sur les sociétés commerciales.

<sup>(79)</sup> Loi n° 83-353 du 30 avril 1983 relative à la mise en harmonie des obligations comptables des commerçants et de certaines sociétés avec la IV è directive adoptée par le conseil des communautés européennes le 25 juillet 1978.

年4月30日法と関係づけている<sup>(80)</sup>。

#### (2) 欧州連合の中小企業支援対策

欧州共同体としては 1983 年に中小企業対策の第 1 次プログラムを取り上げ, 1987 年に第 2 次プログラムが発表されている。1993 年 11 月に発効した欧州連合条約(マーストリヒト条約(81))の第 16 章第 157 条は、域内の産業が競争力を持つための環境整備を掲げ(1 項)、とくに中小企業の創設と発展の環境整備を必要と定めている(同1 項 2 号)。欧州連合となってからは、1993 年に中小企業白書(white book)が発表され、1995 年にはイノベーション緑書(green book)が公表されている。さらに 1997 年には、1997 年から2000 年末までの期間を対象とする第 3 次複数年プログラム(82)が公表され、2000 年 3 月 23・24 日両日のリスボンでの欧州理事会での競争力のある欧州創設宣言と 2000 年 6 月の欧州・中小企業憲章を踏まえて、2000 年には第 4 次プログラム(83)(2001 年から2005 年末まで)が公表され、現在はイノベーション・起業精神プログラム(84)(2007 年から2013 年末まで)を履行しているところである。

第4次プログラムでは、中小企業の直面する問題点の洗い直しを行うこととし (BEST プロジェクト)、同時に公共事業、資金調達、情報入手の面での困難を解決することとしていた。2002年には、中小企業を中心として競争力のある事業の育成を目指すベスト・プロジェクトのひとつとして「事業再編、破綻、再出発」に関する調査を行っているが、その基となった弁護士事務所

<sup>(80)</sup> Soinne, La procédure d'alerte instituée par la loi du 1er mars 1984 et la mission du commissaire aux comptes, J. C. P, 1985, E No. 14563.

<sup>(81) 1991</sup>年12月のマーストリヒトでの欧州理事会において合意された。

<sup>(82) 97/15/</sup>CE.

<sup>(83) 2000/819/</sup>CE.

<sup>(84)</sup> Décision 1639/2006/CE du Parlement européen et du Conseil, du 24 octobre 2006, établissant un programme-cadre pour l'innovation et la compétitivité (2007-2013).

と会計事務所の共同調査報告(85)は、2002年7月に公表されている。

この報告は倒産に対する一般の態度と倒産処理法について各国の制度をまとめたものであり、その中でフランスとベルギーの2カ国において法制度としての警鐘制度が存在することを述べ、とくに商事裁判所による経営者への質問権を挙げ、次のとおり記している(86)。

ベルギーでは、商事裁判所は、納税、裁判所命令、差押えなど、資金的危機に直面している事業に関するデータを体系的に収集している。商事裁判所の特別部が集めた情報にも基づいてそのイニシアティブで質問を発することができる。フランスでは、商事裁判所の長が危機にある事業について、暫鐘を行ったが奏功しなかった取締役会や監査役によって通知され、あるいは一般情報によって警鐘を発することができる。商事裁判所の長は、取締役会とのミーティングを要求する権限を有する。商事裁判所の長がもたらされた回答に不満がある場合には、商事裁判所の長は監査役、従業員代表、当局、社会保険機関などに追加情報を要求することができる。

この専門家による報告を踏まえた2003年9月の欧州委員会コミッションと欧州議会共同報告書は、専門家調査の結果を踏まえて、早期問題発見(dépistage précoce)、法制度、再出発、態度という4つの観点から検討を加え、このうち警鐘と破綻予防の規定を中心とした早期問題発見については、その要諦は「危機を早期に認識することと会計情報の開示であり」、同時に「(コ

<sup>(85)</sup> Philippe & Partners and Deliotte & Touche Corporate Finance, Bankruptcy and a fresh start: Stigma on failure and legal consequences of bankruptcy, Brussels, July 2002. なお, 同報告書では, warining として warning light と external warning を挙げている。前者は, 会計情報の開示を前提とし, 財務係数が一定水準に達した場合に危機的として警鐘を鳴らすものである。本稿では, 同報告書に言う外部の者による警鐘を取り上げている。

<sup>(86)</sup> 欧州委員会の 2003 年 9 月のレポートは、とくに中小企業の再編・倒産・フレッシュスタート(Restructuring, Bankruptcy and a Fresh Start)の観点から、ワーキング・グループにおいて警鐘(early warning, alerte)、法制度、フレッシュスタートおよび社会的姿勢の 4 つの観点から検討した。その上で、経営者自身が問題を認識することが難しいことから、警鐘による外部からの助言が重要であるとした。

ストがかかるので) 外部に助言を依頼することも難しいため,支援はアクセスしやすいものとすべきである」とし,ベルギーの商事裁判所の介入について一定の評価を加えている。

# 6. わが国にとっての意味

#### (1) 商事裁判所という特異性

わが国の会社法でも会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの取締役の監査役への報告義務(同法 357 条 1 項),監査役の取締役等に対する事業報告要求(同法 381 条 2 項),取締役による不正行為,法令・定款違反,著しく不当な事実についての監査役から取締役への報告義務(同法 382 条)などがあるが,企業の監査役が経営者に業況の悪化の事実を指摘し、対策を請求することまでは予定されていない。

また従業員については、わが国の破産法は、企業について破産手続開始決定があったとき(同法 32 条 3 項 4 号)、債権者集会の期日(同法 136 条 3 項)をその労働組合に通知することとし、破産管財人による事業の譲渡については労働組合に意見を聴取することとしている(同法 78 条 4 項)。民事再生法は労働組合について、再生手続開始決定について(同法 24 条の 2)、営業の譲渡について(同法 42 条 3 項)、再生計画案について(同法 168 条)意見を聴取されると規定する。しかし、法的整理手続に入るまでは従業員が経営者に注意を喚起する制度は存在しない。

さらに、裁判所が個別の事業の業態に関する情報を入手し、かつ個別の事業の経営者を召喚して、対策をとるように促すことはわが国法制上、予定されていない。倒産処理もひとつの民事訴訟手続であるとすると<sup>(87)</sup>、処分権主義が妥当するので、わが国では裁判所または裁判長が職権で介入することは想定されていない。

こうしたわが国の状況と対照すると、ベルギーとフランスに見られる早期

発見と警鐘の制度は、経営者に対して緊張感を与える意味で効果がある。それにしても特異な規定であるが、こうした制度の背景には、フランスに根強い株式会社(匿名会社)に対する警戒心と共和国精神に裏づけられた国家機構による介入というエタティズムの伝統があるようであるとともに、現実にはベルギー、フランスに固有の商事裁判所(88)という特別裁判所の存在がこうした関与を可能にしていると言える。商事裁判所(とくにその長)が管轄地域の商業世界を守護する存在であるという意識が働いているようである。

商事裁判所は、16世紀に商取引の世界の自治的な紛争解決機関として設けられ<sup>(89)</sup>、18世紀末のフランス革命でもアンシャン・レジームの王権に依存した職業裁判官制度とは異なって、友愛を旨とし、かつ、専門家ではない商人のなかから裁判官が選出されるという裁判官の構成の故に、旧体制の遺物として葬られることなく、革命を生きながらえた存在である。フランスでは、1998年に商事判所制度の存廃が議会における問題となった。その際に上院に提出された報告書は「商事裁判所が事業倒産予防に積極的な役割を果たしているのはベルギーのみである」として、商事裁判所には否定的な意見が提出されたが<sup>(90)</sup>、そのなかにあっても、商事裁判所の長が倒産予防に積極的な関与を行うことは評価され、倒産予防機能を強化する観点から人員や設備の充

<sup>(87)</sup> 伊藤眞「破産法 (第4版)」(有斐閣, 2005) 15 頁。従来, 倒産処理手続の性質は非訟か訴訟かという議論があった。非訟事件説は, 破産が裁判所の監督の下で破産者と債権者のあいだで行われる清算であること, 破産手続は債務者本人も申し立てることができることを理由とし, 一方訴訟事件説は破産宣告が保全手続, 債権確定は判決手続, 換価配当は執行手続に該当するので,全体としてひとつの特別民事訴訟であるとした(小野木常「破産法概論」(酒井書店,1957年)12頁を参照)。旧商法の会社整理と特別清算に関する事件の手続は, 旧非訟事件手続法(会社整理について同135条の24から62まで,特別清算を含む清算について同136条から138条の16まで)に規定されていた(現行の非訟事件手続法に会社に関する事件の規定はなく,会社法857条以下に訴訟手続の規定が設けられている)。

<sup>(88)</sup> なお, 現在の機能については, 山本和彦「フランス司法見聞録(5), (6) 商事裁判所」判時 1438 号 26 頁, 1440 号 30 頁を参照。

実を求める意見が出されていた<sup>(91)</sup>のであり、早期発見制度については評価されていたことが窺われる。

フランスに端を発し、ベルギー、ルクセンブルグにも移植された商事裁判 所の制度は、フランスの中世後期からの商業資本の形成による商人ブルジョ ア階級の興隆、その一方で国内統一を果たしていく国王による国家主権の確 立というふたつのベクトルの接点に形成されたと考えることができるようで ある。したがって特殊フランス固有の経済社会的事情に依存したものであり、 経済的背景が異なる地域に移植することはできないであろう。

#### (2) 裁判所の認可制度

現行のフランス倒産法は、倒産予防手続として、倒産状態にない債務者の 申立てに基づき、商事裁判所の長により選任される特別受任者および調停人

<sup>(89)</sup> ジャン教授はフランスの商事裁判所は 1419 年にリヨンに設けられたことを嚆矢とし、その後 1549 年にトウールーズ、1536 年にルーアンに設けられ、1563 年にミシェル・ド・ロピタルの保護の下、シャルル 9 世の勅令(édit royal)により、1563 年にパリに設けられてから、その後全国に広まったとする(Jean, Le modèle français des tribunaux de commerce peut-il (et doit-il) être réformé?, Les tribunaux de commerce: Genèse et enjeux d'une institution, La documentation française, 2007, p. 187)。1549 年に設けられた際は Bourse(取引所)と呼ばれた。イレール教授によれば、商事裁判所では商人の禅譲に基づき、即決を旨とし、法令による拘束を回避して、弁護士によらない本人訴訟を原則としたので、商事裁判所が設けられることは、弁護士にとって報酬の機会の喪失を意味した。裁判の機会が奪われた普通裁判官も同様であった(Hilaire, Les tribunaux de commerce, Les tribunaux de commerce: Genèse et enjeux d'une institution, La documentation française, 2007, p. 187))。商事裁判所の存否をめぐる議論がたびたび噴出するが、その原因はこの点にあるようである。

<sup>(90)</sup> Note de synthèse, Les juridictions commerciales, Service des Affaires Européennes, octobre 1998, Sénat.

<sup>(91)</sup> Assemblèe nationale, Les tribunaux de commerce: une justice en faillite?, Tome I, 1998, p. 318. なお, 1998 年時点では全国に 227 の商事裁判所があったが, 1999 年 7 月 31 日デクレにより、36 が廃止され、現在は 191 か所となっている。

による債務整理を規定している(商法典 L611-3 条, L611-4 条, L611-6 条)。 債権者と債務者の債務整理案がまとまると、原則として商事裁判所の長はこ れを「確認 | (constat) し (同法 L611-8 条 I 項), 債務者の申立てがあれば 裁判所はオルドナンスによってこれを「認可」(homologation) する(同 Ⅱ 項)。「確認」は公示されないが、オルドナンスによる「認可」は公示される という違いがある(92)。債権者と債務者の債務整理自体は私的整理であるが、 商事裁判所の長が選任した調停人が整理をまとめ、かつ商事裁判所の長が執 行力を付与するという点で、この方法は私的整理と法的整理との中間の形態 ということができる。わが国の特定調停では金利が引き直され、また、経済 的合理性がある場合には債権者による債権の一部放棄や弁済期限猶予が認め られるとされ(%), フランスの商事裁判所の長による債務整理の確認や認可は 特定調停に類似する。しかし、特定調停では実際には元本の減額は困難のよ うであり、債務者にとっての実際の効果という点では大きく異なり、またフ ランスの倒産法はもっぱら商人を対象としており、わが国特定調停制度が法 人・個人を問わないとしても主として多重債務の個人を想定している点でも 異なっている。

#### (3) まとめ

事業の倒産を予防することは雇用の維持や地域経済の悪化の回避のためには重要であるが、事業倒産の予防態勢の整備のコストが過大になるようであれば経済合理性に反することになる。ベルギーとフランスの早期発見・警鐘制度のうち、裁判所への個別事業の情報の集約は、わが国では導入は不可能であろう。それよりもなによりもわが国では正確な会計情報の提出が望まれ

<sup>(92)</sup> 詳細は、拙著「フランス倒産法」(信山社、2005) 34 頁を参照。

<sup>(93)</sup> 菅野雅之「倒産 ADR のあり方」高木新二郎=伊藤眞編著 『講座倒産の法システム 第4巻』(日本評論社, 2006) 8, 21 頁。具体例としては, 2000 年に井上工業が金融 機関 15 行とのあいだで特定調停に至っている。

るところである。従業員代表による警鐘の制度は、わが国のように従業員に企業との一体意識が存在するところではかえって経営の責任が曖昧にされかねないという問題もある。監査役の経営への警鐘は監査役がどこまで経営に対して独立でいられるかという点で難がある。英米法の倒産処理が債権者のイニシアティブを重視するのに対して<sup>(94)</sup>、フランスの倒産処理は伝統的に裁判所を手続の中核としてきた。これも歴史的な背景によるものであり、そのままでは、わが国になじまない。

このようにベルギー,フランスの倒産予防制度は、早期発見・警鐘制度の前提となる諸制度の違いを考慮するとわが国にはそのままでは導入しにくいようである。その前に企業の会計情報の適正化や開示の方法など対応すべきことがある。ただし、裁判所による私的な債務整理に対する確認または認可の制度には参考になる点がある。本稿では、もっぱら早期発見と警鐘の制度を取り上げたが、引き続き「確認」・「認可」の制度について検討を要する。

なお,本研究については,財団法人・民事紛争処理研究基金の資金的助成 を得た。ようやく報告を公表することができ,基金のご配慮に御礼申し上げ る。

<sup>(94)</sup> フランスでは、2005年倒産法で初めて債権者委員会制度を設けた。